

院内感染対策指針

作成日：平成19年6月30日
医療法人社団 恵仁会
セントマーガレット病院

院内感染対策指針の目的

この指針は、院内感染の予防・再発防止対策および集団感染事例発生時の適切な対応など、医療法人社団 恵仁会 セントマーガレット病院（以下「当院」という。）における院内感染対策体制を確立し、適切かつ安全で質の高い医療サービスの提供を図ることを目的とする。

（1）院内感染対策に関する基本的な考え方

当院の院内感染対策は、医療機関内においては感染症の患者と感染症に罹患しやすい患者とが同時に存在していることを前提に、手厚い医療的なケアを行う際に必然的に起こりうる患者・職員への感染症の伝播リスクを最小化するとの視点に立ち、全ての患者が感染症を保持し、かつ罹患する危険性を併せ持つと考えて対処する「スタンダードプリコーション」の観点に基づいた医療行為を実践する。あわせて感染経路別予防策を実施する。

個別および病院内外の感染症情報を広く共有して院内感染の危険および発生に迅速に対応することを目指す。

また、院内感染が発生した事例については、速やかに補足、評価して、事例を発生させた感染対策システム上の不備や不十分な点に注目し、その根本原因を究明し、これを改善していく。

更に、院内感染事例の発生頻度を、院外の諸機関から公表される各種データと比較し、わが国の医療水準を上回る安全性を確保して患者に信頼される医療サービスを提供し、医療の質の向上に寄与することを基本姿勢とする。

こうした基本姿勢をベースにした院内感染対策活動の必要性、重要性を全部署及び全職員に周知徹底し、院内共通の課題として積極的な取り組みを行う。

（2）院内感染対策委員会

院内感染対策に関する院内全体の問題点を把握し改善点を講じるなど院内感染対策活動の中核的な役割を担うために、院内の組織横断的な院内感染対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会の目的・構成・開催等については、感染症委員会規定に準ずる。

（3）院内感染対策に関する職員研修についての基本方針

委員会は、職員対象に研修会・講習会を年に2回以上開催する。この研修会・講習会では院内感染対策に関する教育と実習を行う。

委員会は必要に応じて、個別、部署単位、多職種合同を対象に研修会を開催する。また、院外の感染対策を目的とした各種学会、研修会、講習会の開催情報を広く告知し、参加希望者の参加を支援する。

（4）感染症の発生状況の報告に関する基本方針

院内感染とは、病院内で治療を受けている患者が、原疾患とは別に新たな感染を受けて発病する場合を指す。なお、病院に勤務する職員が院内で感染する場合も含まれる。

委員会構成員等は、随時院内ラウンドを行い、リスク事例の把握、評価、周知、対策、指導を行う。

当院の特定菌集計表は、委員会へ報告し、微生物の検出状況を把握する。

（5）院内感染発生時の対応に関する基本方針

職員は、院内感染発生を疑われる事例が発生した場合には発生部署責任者が委員会に通報する。

委員会は詳細の把握に努め、必要に応じ緊急委員会を開催し、二次感染予防、治療方針・指示等をする。また、法律に規定される診断及び届出の手続きについて担当医師に助言や指導を行う。

特定の感染症の院内集団発生を検知した場合は、習志野保健所等と連携を取って対応する。

（6）当院の院内感染対策指針の閲覧に関する基本方針

本指針は、院内LAN(<http://itweb/>)上の文書管理システムで全職員が閲覧できる。また、病院ホームページにおいて一般に公開する。

（7）院内感染対策推進のために必要なその他の基本方針

職員に当院の院内感染対策を周知するため、委員会が別に定めた院内感染予防対策マニュアルに基づいて感染対策を実施する。（マニュアルは各部署に配布済又は院内LANで閲覧できる）

感染対策上の疑義が解消できない場合は、委員会に意見を求めることができる。

〔付則〕

この「院内感染対策指針」は、必要に応じ見直し、更新される。

更新・改正に関しては、委員会での審議、決定により行うものとする。